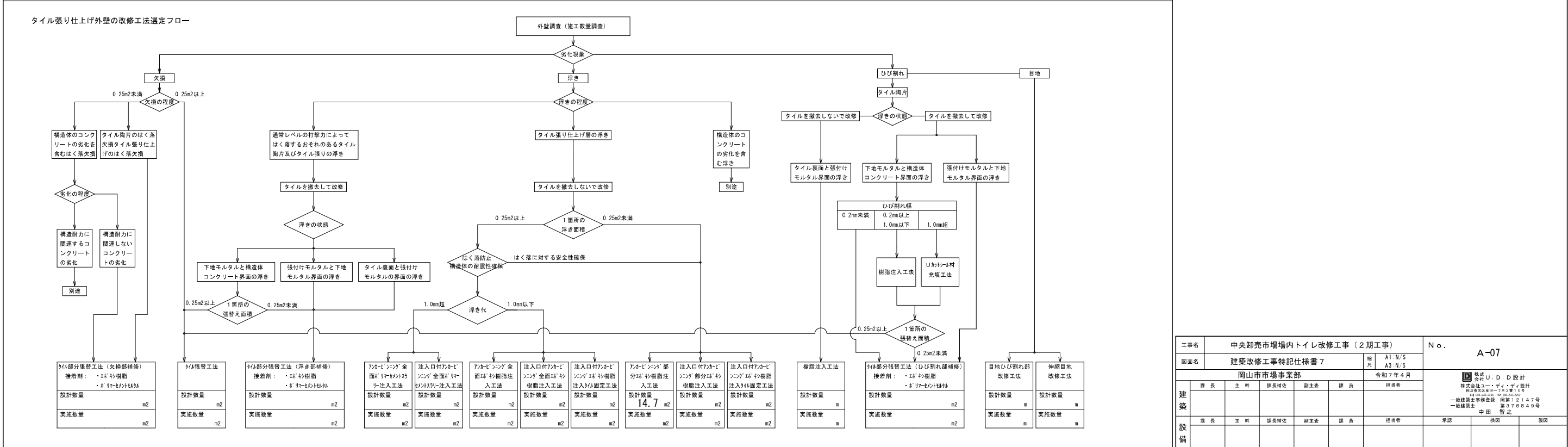
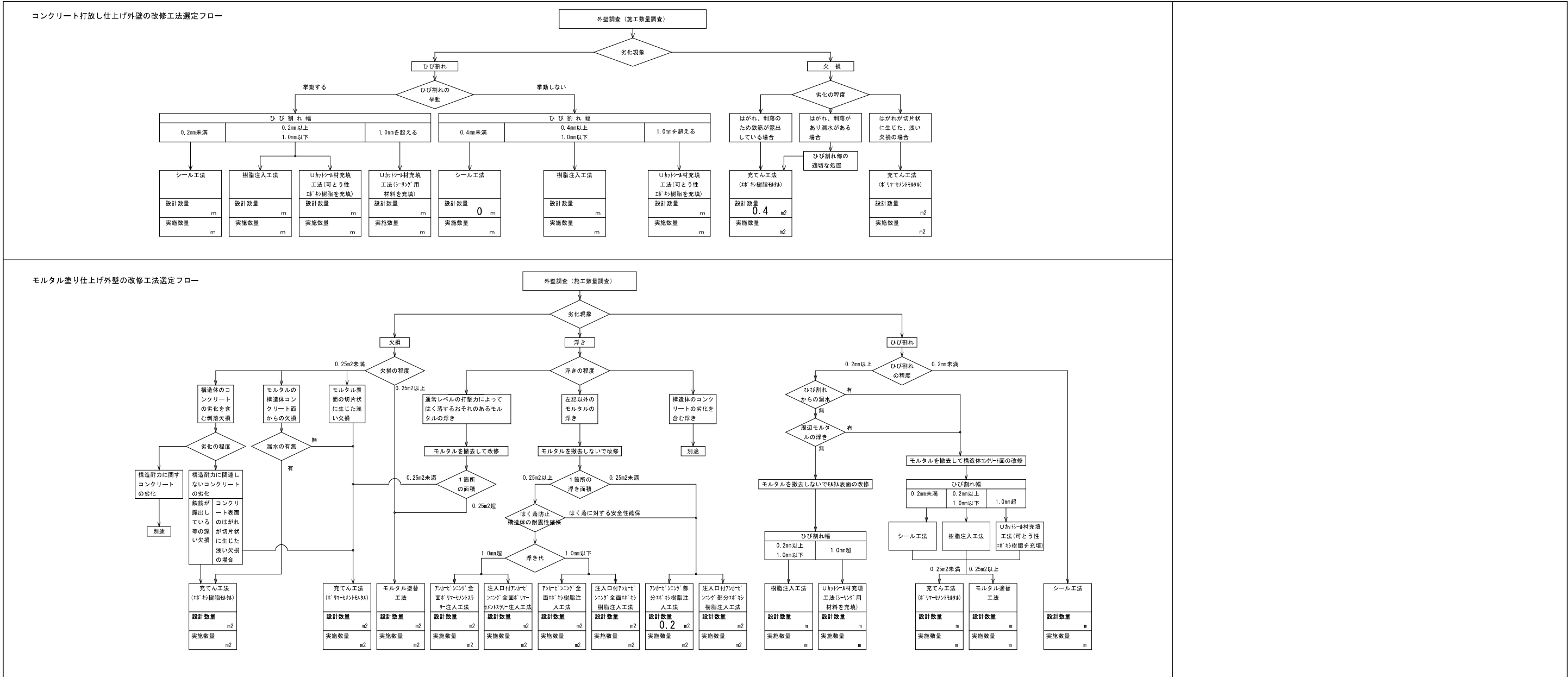
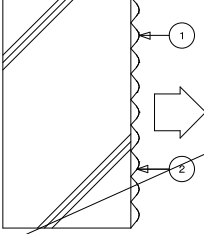
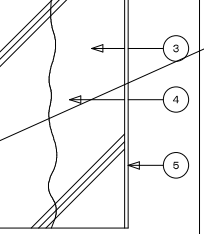
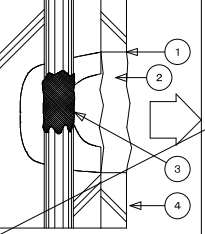
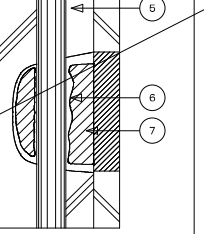
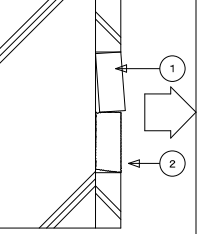
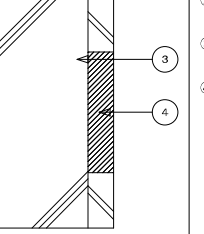
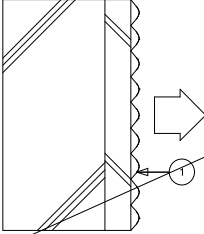
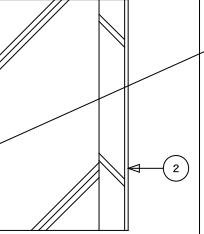
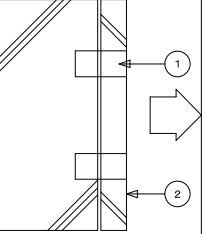
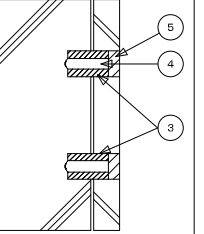
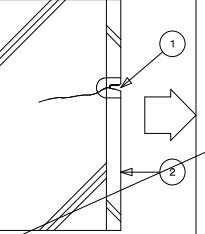
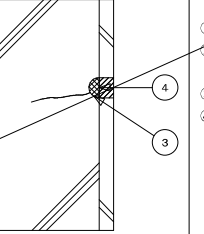
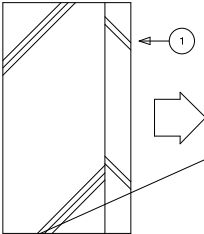
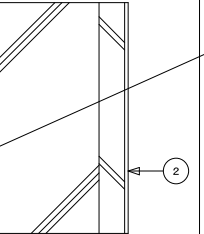
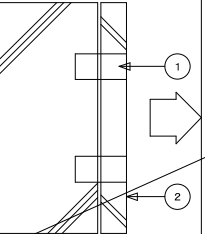
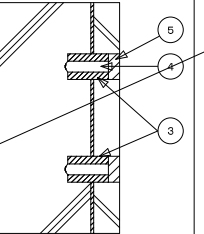
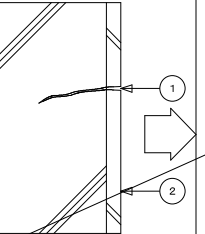
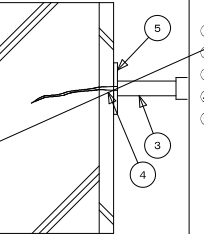
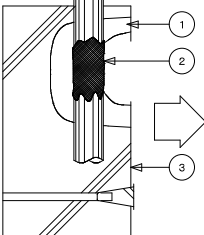
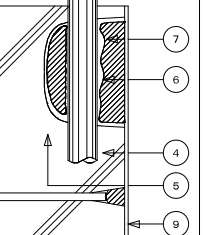
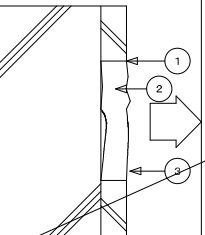
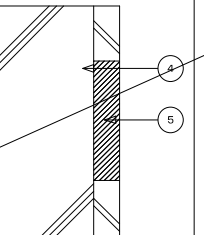
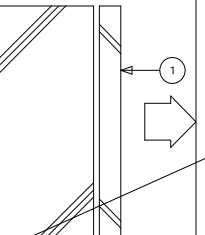
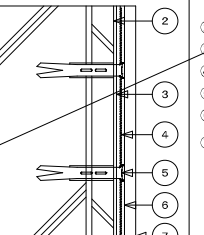


3	セメントの種類 [8. 2. 5]	表8. 2. 3		6	普通ボルト [7. 2. 3]	ボルト及びナットの材料等 ※標準仕様書 表7. 2. 3による 産金 ※標準仕様書 表7. 2. 3 (4) による 母屋又は鋼縁の取付けに使用するボルトの孔径 ※ねじの呼び径+1.0mm ・ 図示	20	建方精度 [7. 10. 2]	※ (一社) 日本建築学会「J A S S 6鉄骨工事」付則6〔鉄骨精度検査基準〕 付表5〔工事現場〕による	8 ー 7	耐震スリット新設工事	1	耐震スリットの方式、幅及び深さ [8. 25. 2]	・ 完全 ・ 部分 設置箇所 ※構造図による 耐震スリット部詳細 ※構造図による スリットの幅及び深さ ※構造図による		
		セメントの種類	使用箇所													
4	骨材の種類 [8. 2. 5]	アルカリシリカ反応性による区分 ※A ・ B (※コンクリート中のアルカリ総量 Rt=3.0kg/m ³ 以下)		7	アンカーボルト [7. 2. 4] [7. 3. 2] [7. 10. 3]	適用 ・ 構造用アンカーボルト セツの種類 ・ ABR400 ・ ABR490 形状、寸法 ※構造図による ・ 建方用アンカーボルト 種類 ・ SS400 ・ 図示による () ・ 種類SS400 ・ 図示による () ・ アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度 ※標準仕様書 表7. 2. 3による	21	アンカーボルトの保持及び埋込み工法 [7. 2. 4] [7. 10. 3]	構造用アンカーフレームの形状及び寸法 ※構造図による 建方用アンカーフレームの保持及び埋込み工法 表7. 10. 1 柱別 ・ A種 ・ B種 柱底均しモルタルの厚さ及び工法の種類 表7. 10. 2 ※標準仕様書 表7.10.2 (※A種 [モルタル厚さ50] ・ B種 [モルタル厚さ30]) による	8 ー 7	耐震スリット新設工事	2	耐震スリットの施工前の埋め込み配管等の探査 [8. 12. 4] [8. 25. 2]	既存撤去部の配管等の探査 ※鉄筋探知機 (金属探知機) により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う ・ はつりだしによる		
		普通ポルトランドセメントの品質は、J I S R 5 2 1 0 に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く														
5	混和材料 [8. 2. 5]	・ 混和剤 種類 ※改修標準仕様書8.2.5(4)(a)による ・ 混和材 種類 ※改修標準仕様書8.2.5(4)(b)による		8	溶接材料 [8. 2. 10]	・ 改修標準仕様書 8. 2. 10 (1) (2) による ・ 図示による	22	錆止め塗装 [7. 4. 3] [8. 17. 2~4]	塗料の種類 重粉めっき鋼板の錆止め塗料 ※改修標準仕様書 表7. 4. 2のA種 ・ 改修標準仕様書 表7. 4. 2のB種 ・ E P - G の適用箇所は改修標準仕様書 表7. 4. 2のC種 塗装を行う耐火被覆材の接着等による塗装 ・ 行方 適用箇所 ※構造図による ・ 塗装の種類 ※構造図による ・ 行方ない	8 ー 7	耐震スリット新設工事	3	耐震スリット充填材の挿入及び周囲補修等 [8. 25. 2]	・ 耐火材 使用箇所及び仕様 ・ 構造図による ・ 遮音材 使用箇所及び仕様 ・ 構造図による 撤去部の補修 ※撤去材と同一材で補修 ・ 構造図による		
		圧縮強度 () フロー値 ()														
6	構造体用モルタル [8. 2. 6]	適用箇所 ・ 標準仕様書6. 14. 1 (4) による ・ 図示 設計基準強度 F _{cd} (N/mm ²) ※18 スランプ ※15又は18 セメントの種類 ※普通ポルトランドセメント		9	ターンバックル [7. 2. 6]	種類 建築用ターンバックル開 ※割替式 建築用ターンバックルボルト ※羽子板ボルト ねじの呼び ※構造図による	23	溶融亜鉛めっき工法 (主要構造及び構造耐力上主要な部分に限る) [8. 20. 4]	種類等 表8. 20. 1 亜鉛めっきの種類 材料 適用箇所 A種 (HD255) 最小板厚 6.0mm 以上の形鋼、鋼板 ※図示による B種 (HD245) 最小板厚 3.2mm 以上、6.0mm 未満の形鋼、鋼板 C種 (HD235) 普通ボルト・ナット類、アンカーボルト類 最小板厚 1.6mm 以上、3.2mm 未満の形鋼、鋼板	8 ー 7	耐震スリット新設工事	9	1	石綿含有建材の除去工事 [9. 1. 1] [9. 1. 3~6]	調査 ◎石綿含有建材の事前調査 1章5による ・ 分析による石綿含有建材の調査 (施工調査) 分析対象 アクリノライト、アモサイト、 アンソフィライト、クリソスタイル、クロシロライト、 トレモライト 分析方法 分析結果については、監督職員に報告すること 材料名 定性分析 定量分析 JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2 JIS A 1481-3又はJIS A 1481-4 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 材料が仕上り材の場合は、層ごとの分析を行うこと サンプル数 1箇所あたり3サンプル 採取箇所 ・ 図示 ・ 石綿粉塵濃度測定 測定時期、場所及び測定点 測定名称 測定時期 測定場所 測定点 (各施工場所ごと) ・ 測定1 処理作業前 処理作業室内 計点 ・ 測定2 調査対象室外部の付近 計点 ・ 測定3 処理作業中 処理作業室内 計点 ※ 測定4 セキュリティゾーン人口 計点 ※ 測定5 集じん・排気装置の排出口 出口吹出し風速1m/s以下の位置 (処理作業室外部の場合) 計点 ※ 測定6 処理作業室外 計点 ・ 施工区画周辺 ・ 敷地境界 ※ 測定7 処理作業後 (シート養生中) 処理作業室内 計点 ・ 測定8 処理作業後 処理作業室内 計点 ・ 測定9 (シート撤去後 調査対象室外部の付近 計点 1週間以降) 測定方法 ・ 自動測定器による測定 測定名称 測定方法 ・ 測定4 ・ 測定5 粉じん相対濃度計 (デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、 繊維状粒子自動測定器 (リアルタイムファイバーモニター) 等の粉 じんを迅速に測定できる機器を用いた測定 ・ JIS K 3850-1に基づいた測定 ・ 測定4.5・測定 () ・ 測定 () ・ 測定 () メンブレンフィルタ直径 (mm) 25 47 47 試料の吸引流量 (l/min) ・ 5 ・ ・ 10 ・ ・ 10 ・ 試料の吸引時間 (min) ・ 30 ・ ・ 120 ・ ・ 120 ・ 石綿含有建材の処理 ・ 石綿含有吹付け材の除去 除去対象範囲 ※図示 除去工法 ※改修標準仕様書9. 1. 3 (2) (ア) による 除去した石綿含有吹付け材の飛散防止措置 ※湿潤化 ・ 面形化 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置 ※ 湿潤化 ・ 面形化 除去した石綿含有保温材の処分 ・ 埋立処分 (管理型最終処分場) ・ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設) ・ 石綿含有保温材等の除去 除去対象範囲 ※図示 除去工法 ※ 原形のまま手ばらし ・ 破砕して除去 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置 ※ 湿潤化 ・ 面形化 除去した石綿含有保温材の処分 ・ 埋立処分 (管理型最終処分場) ・ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設) ・ 石綿含有成形板等 (石綿含有付い酸カルシウム板1種以外) の除去 除去工法 ※切断・破砕等以外 (ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外す等) 除去対象範囲 ※図示 除去した石綿含有成形板の処分 ・ 石綿含有せつこうボード ※埋立処分 (管理型最終処分場) ◎石綿含有せつこうボードを除く石綿含有成形板 ◎埋立処分 (安定型最終処分場) ・ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設)	
		コンクリートの仕上がり平坦さ 表8. 1. 5 種類 適用箇所 ・ A種 ・ B種 ・ C種														
10	打増し厚さ [6. 8. 1] [8. 7. 8]	・ 打増し仕上げの打増し厚さ (外部に面する部分に限る) ・ 20mm ・ 打増し仕上げの打増し厚さ (内部に面する部分に限る) ・ 10mm ・ 20mm ・ 外装タイル後張り面の打増し処理 ・ 20mm ・ 床型枠用鋼製デッキプレートの床側面部の打増し処理 プレートが支持される梁の側面について下記の打増しを行う ・ 10mm ・ 20mm		11	スタッドボルト [8. 2. 11]	※図化スタッド (J I S B 1 1 9 8) 径 (呼び名) 長さ (呼び長さ) mm 使用箇所 16φ ・ 80 ・ 100 ・ 120 19φ ・ 80 ・ 100 ・ 130 ・ 150 22φ ・ 80 ・ 100 ・ 130 ・ 150	2	穿孔孔の埋込配管等の探査 [8. 12. 4]	探査範囲 ※穿孔範囲の全て 探査方法 ※鉄筋探知機 (金属探知機) により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う ・ はつり出しによる ・	8 ー 5	グラウト工事	1	柱底均しモルタル [8. 2. 12]	無収縮モルタル ・ 使用する ・ 使用しない		
		コンクリートの仕上がり平坦さ 表8. 1. 5 種類 適用箇所 ・ A種 ・ B種 ・ C種														
1	型枠 [6. 8. 2] [8. 2. 7]	せき板の材料及び厚さ ※合板 (※12mm) ・ メッシュ型枠 (使用部位 ※構造図による ・ 床型枠用鋼製デッキプレート (施工範囲 ※構造図による スリッパ材 ※標準仕様書6. 8. 2 (9) (イ) による ・ 構造図による 耐熱材用型枠 ・ 使用しない ・ 使用する (※25mm以下かつ熱抵抗値1m ² ・Kcal以上) M C R 工法用シートの仕様 ・ 使用しない ・ 使用する (使用部位 ※図示による)		12	柱底均しモルタル [8. 2. 12]	モルタルの種類 ※無収縮モルタル 無収縮モルタルの材料及び割合 ※改修標準仕様書8. 2. 12による	3	あと施工アンカーの試験 [8. 2. 4] [8. 12. 7] [14. 1. 3]	性能確認試験 ※行方ない ・ 行方 施工確認試験 ・ 行方 ・ 行方ない 確認強度 ・ 構造図による	8 ー 5	グラウト工事	2	グラウト材 [8. 2. 12]	無収縮グラウト材の材質等 混和材 セメント系 (酸化カルシウム及びカルシウム・サルフォ・アルミネート等 によって調整する性質を利用するもの) とする セメント JIS R 5210「ポルトランドセメント」に適合した普通または 早強ポルトランドセメントとする 砂 土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、 特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する。 ただし、現場調査形に使用される砂の乾燥状態については、規定しない。		
		シロコネクタをセパレーターとして使用 適用箇所 ※構造図による														
12	型枠の加工及び部位 [8. 7. 8]	部位毎のコンクリート打設工法の指定 補強工法 現場打ちコンクリート壁の壁設工事 ・ 流込み工法 (・ 全て) ・ 圧入工法 (・ 全て) 鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き及び溶接間隔フープ巻き工法 ・ 流込み工法 (・ 全て) ・ 圧入工法 (・ 全て)		13	製作精度 [8. 13. 3]	・ 改修標準仕様書8. 13. 3 及び H12報告第1464号第二号イによる 適しダイヤグラムの検査 ・ ダイヤグラムをH12報告第1464号第二号イ(1)(2)に規定するただし書きの計算確認有り 補強方法 ・ 「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による ・ 全てのダイヤグラムをH12報告第1464号第二号イ(1)(2)に規定する仕様を満足すること	4	仮組 [8. 13. 10]	※行方ない ・ 行方 (適用範囲 ※構造図による	8 ー 5	グラウト工事	3	あと施工アンカーの試験 [8. 2. 4] [8. 12. 7] [14. 1. 3]	性能確認試験 ※行方ない ・ 行方 施工確認試験 ・ 行方 ・ 行方ない 確認強度 ・ 構造図による		
		スライプ材 ※標準仕様書6. 8. 2 (9) (イ) による ・ 構造図による 耐熱材用型枠 ・ 使用しない ・ 使用する (※25mm以下かつ熱抵抗値1m ² ・Kcal以上) M C R 工法用シートの仕様 ・ 使用しない ・ 使用する (使用部位 ※図示による)														
15	高力ボルト [8. 14. 2]	スプライスプレートの材質 ※鋼材の種類及び引張強さによる区分は母材と同等とする フイラープレートの材質 ※S400とする		16	溶接接合 [8. 15. 4] [8. 15. 7]	開先の形状 ※構造関係共通事項 4 溶接継手の種類別開先標準による ・ 構造図による スカップの形状 ※構造関係共通事項 6 スカップによる ・ 構造図による 鋼製エンドタブの切断部分 切断する箇所 ※構造図による 切断する範囲 ・ 構造図による ・ 鋼製エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジの幅から5mm以下を預して直線 状に切断する。なお、切断面が変形する場合は、変形部を7-1状に加工する 切断面の仕上げ ※改修標準仕様書8.15.7(1)(b)(2)による ・ 構造図による 完全溶込み溶接部の余盛り高さ ※ (一社) 日本建築学会「J A S S 6鉄骨工事」 付則6〔鉄骨精度検査基準〕付表3〔溶接〕による 鋼製エンドタブ・裏当て金 ※鋼材の種類及び引張強さによる区分は母材と同等とする	5	高力ボルト接合 [8. 14. 2]	スプライスプレートの材質 ※鋼材の種類及び引張強さによる区分は母材と同等とする フイラープレートの材質 ※S400とする	8 ー 5	グラウト工事	3	あと施工アンカーの試験 [8. 2. 4] [8. 12. 7] [14. 1. 3]	性能確認試験 ※行方ない ・ 行方 施工確認試験 ・ 行方 ・ 行方ない 確認強度 ・ 構造図による		
		鋼材の種類 規格等 表8. 2. 7 種類 規格等 ※ J I S 規格による ※ J I S 規格による ※ J I S 規格による														
8 ー 3	鉄骨の製作工場 [8. 1. 5] [7. 1. 1] [7. 1. 3]	鉄骨製作工場の加工能力 ※建築基準法第77条の56に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた (株) 日本鉄骨評価センター及び全国鉄骨評価機構 (旧 (社) 全国鋼構工業協会) の「鉄骨製作工場 の性能評価基準」に定める次のグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以 上の能力のある工場とするものとする。 (・ Jグレード ・ Rグレード ・ Mグレード ・ Hグレード ・ Sグレード)		17	入熱、バス間温度の溶接条件	鋼材と溶接材料の組合せと溶接条件 ※構造関係共通事項による ・ 図示 適用箇所 ※ 柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶込み溶接部 ・ 図示による	8 ー 5	グラウト工事	3	あと施工アンカーの試験 [8. 2. 4] [8. 12. 7] [14. 1. 3]	性能確認試験 ※行方ない ・ 行方 施工確認試験 ・ 行方 ・ 行方ない 確認強度 ・ 構造図による	8 ー 5	グラウト工事	3	あと施工アンカーの試験 [8. 2. 4] [8. 12. 7] [14. 1. 3]	性能確認試験 ※行方ない ・ 行方 施工確認試験 ・ 行方 ・ 行方ない 確認強度 ・ 構造図による
		鋼材の種類 規格等 表8. 2. 7 種類 規格等 ※ J I S 規格による ※ J I S 規格による ※ J I S 規格による														
2	鉄骨製作工場における 施工管理技術者 [8. 1. 6]	※配置する ・ 配置しない		18	溶接部の試験 [8. 15. 12]	完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ※行方 ・ 行方ない 工場溶接の場合 ※全数 工事現場溶接の場合 ※全数 割れの疑いのある表面欠陥においては、浸透探傷試験及び磁粉探傷試験を行う 突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査 独立行政法人建築研究所監修 「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による ・ 抜き取り検査1 ※抜き取り検査2	8 ー 5	グラウト工事	3	あと施工アンカーの試験 [8. 2. 4] [8. 12. 7] [14. 1. 3]	性能確認試験 ※行方ない ・ 行方 施工確認試験 ・ 行方 ・ 行方ない 確認強度 ・ 構造図による	8 ー 5	グラウト工事	3	あと施工アンカーの試験 [8. 2. 4] [8. 12. 7] [14. 1. 3]	性能確認試験 ※行方ない ・ 行方 施工確認試験 ・ 行方 ・ 行方ない 確認強度 ・ 構造図による
		鋼材の種類 規格等 表8. 2. 7 種類 規格等 ※ J I S 規格による ※ J I S 規格による ※ J I S 規格による														
4	高力ボルト [8. 2. 9] [8. 13. 2] [8. 14. 2]	区分 ※トルシアン形高力ボルト 2種 (S10T) ・ J I S 形高力ボルト 2種 (F10T) 高力ボルトの径 ※図示による すべり試験 ※行方ない ・ 行方 (すべり係数試験 ・ すべり耐力試験) 試験方法等 ※構造図による すべり試験を実施する場合、標準仕様書7.12.5(1)(4)による摩擦面の確認は、 本試験で作成した対比試験片で行うこと。		19	耐火被覆 [8. 18. 2~8]	種類及び性能 種類 材料・工法 性能 (耐火時間) 適用箇所 (部位・部分) ・ 耐火材吹付け ・ 乾式吹付けロックワール ・ 半乾式吹付けロックワール ・ 湿式ロックワール ・ 耐火板張り ・ 繊維織入けい酸カルシウム板 ・ 耐火材巻付け ・ 高耐熱ロックワール ・ ラス張りモルタル塗り ・ 耐火塗料 材料及び工法は、建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとする 性能 ・ 30分耐火 ・ 1時間耐火 ・ 2時間耐火 ・ 3時間耐火	8 ー 5	グラウト工事	3	あと施工アンカーの試験 [8. 2. 4] [8. 12. 7] [14. 1. 3]	性能確認試験 ※行方ない ・ 行方 施工確認試験 ・ 行方 ・ 行方ない 確認強度 ・ 構造図による	8 ー 5	グラウト工事	3	あと施工アンカーの試験 [8. 2. 4] [8. 12. 7] [14. 1. 3]	性能確認試験 ※行方ない ・ 行方 施工確認試験 ・ 行方 ・ 行方ない 確認強度 ・ 構造図による
		セツの種類 ※1種 (F8T相当) 溶融亜鉛めっき高力ボルトのめっき前の孔径 ・ 大臣認定を受けた内容による 摩擦面の処理 ※プラスト処理 (表面粗度50μmRz以上) ・ プラスト以外の特別な処理 (りん酸塩処理) すべり試験 ※行方ない ・ 行方 (すべり係数試験 ・ すべり耐力試験) 試験方法等 ※構造図による すべり試験を実施する場合、標準仕様書7.12.5(1)(4)による摩擦面の確認は、 本試験で作成した対比試験片で行うこと。														
5	溶融亜鉛めっき高力 ボルト [8. 2. 9] [8. 13. 2] [8. 20. 5] [7. 12. 5]	セツの種類 ※1種 (F8T相当) 溶融亜鉛めっき高力ボルトのめっき前の孔径 ・ 大臣認定を受けた内容による 摩擦面の処理 ※プラスト処理 (表面粗度50μmRz以上) ・ プラスト以外の特別な処理 (りん酸塩処理) すべり試験 ※行方ない ・ 行方 (すべり係数試験 ・ すべり耐力試験) 試験方法等 ※構造図による すべり試験を実施する場合、標準仕様書7.12.5(1)(4)による摩擦面の確認は、 本試験で作成した対比試験片で行うこと。		20	耐火被覆 [8. 18. 2~8]	種類及び性能 種類 材料・工法 性能 (耐火時間) 適用箇所 (部位・部分) ・ 耐火材吹付け ・ 乾式吹付けロックワール ・ 半乾式吹付けロックワール ・ 湿式ロックワール ・ 耐火板張り ・ 繊維織入けい酸カルシウム板 ・ 耐火材巻付け ・ 高耐熱ロックワール ・ ラス張りモルタル塗り ・ 耐火塗料 材料及び工法は、建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとする 性能 ・ 30分耐火 ・ 1時間耐火 ・ 2時間耐火 ・ 3時間耐火	8 ー 5	グラウト工事	3	あと施工アンカーの試験 [8. 2. 4] [8. 12. 7] [14. 1. 3]	性能確認試験 ※行方ない ・ 行方 施工確認試験 ・ 行方 ・ 行方ない 確認強度 ・ 構造図による	8 ー 5	グラウト工事	3	あと施工アンカーの試験 [8. 2. 4] [8. 12. 7] [14. 1. 3]	性能確認試験 ※行方ない ・ 行方 施工確認試験 ・ 行方 ・ 行方ない 確認強度 ・ 構造図による
		セツの種類 ※1種 (F8T相当) 溶融亜鉛めっき高力ボルトのめっき前の孔径 ・ 大臣認定を受けた内容による 摩擦面の処理 ※プラスト処理 (表面粗度50μmRz以上) ・ プラスト以外の特別な処理 (りん酸塩処理) すべり試験 ※行方ない ・ 行方 (すべり係数試験 ・ すべり耐力試験) 試験方法等 ※構造図による すべり試験を実施する場合、標準仕様書7.12.5(1)(4)による摩擦面の確認は、 本試験で作成した対比試験片で行うこと。														
8 ー 3	鉄骨工事	鉄骨製作工場の加工能力 ※建築基準法第77条の56に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた (株) 日本鉄骨評価センター及び全国鉄骨評価機構 (旧 (社) 全国鋼構工業協会) の「鉄骨製作工場 の性能評価基準」に定める次のグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以 上の能力のある工場とするものとする。 (・ Jグレード ・ Rグレード ・ Mグレード ・ Hグレード ・ Sグレード)		21	溶接部の試験 [8. 15. 12]	完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ※行方 ・ 行方ない 工場溶接の場合 ※全数 工事現場溶接の場合 ※全数 割れの疑いのある表面欠陥においては、浸透探傷試験及び磁粉探傷試験を行う 突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査 独立行政法人建築研究所監修 「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による ・ 抜き取り検査1 ※抜き取り検査2	8 ー 5	グラウト工事	3	あと施工アンカーの試験 [8. 2. 4] [8. 12. 7] [14. 1. 3]	性能確認試験 ※行方ない ・ 行方 施工確認試験 ・ 行方 ・ 行方ない 確認強度 ・ 構造図による	8 ー 5	グラウト工事	3	あと施工アンカーの試験 [8. 2. 4] [8. 12. 7] [14. 1. 3]	性能確認試験 ※行方ない ・ 行方 施工確認試験 ・ 行方 ・ 行方ない 確認強度 ・ 構造図による
		鋼材の種類 規格等 表8. 2. 7 種類 規格等 ※ J I S 規格による ※ J I S 規格による ※ J I S 規格による														
4	高力ボルト [8. 2. 9] [8. 13. 2] [8. 14. 2]	区分 ※トルシアン形高力ボルト 2種 (S10T) ・ J I S 形高力ボルト 2種 (F10T) 高力ボルトの径 ※図示による すべり試験 ※行方ない ・ 行方 (すべり係数試験 ・ すべり耐力試験) 試験方法等 ※構造図による すべり試験を実施する場合、標準仕様書7.12.5(1)(4)による摩擦面の確認は、 本試験で作成した対比試験片で行うこと。		22	溶接部の試験 [8. 15. 12]	完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ※行方 ・ 行方ない 工場溶接の場合 ※全数 工事現場溶接の場合 ※全数 割れの疑いのある表面欠陥においては、浸透探傷試験及び磁粉探傷試験を行う 突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査 独立行政法人建築研究所監修 「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による ・ 抜き取り検査1 ※抜き取り検査2	8 ー 5	グラウト工事	3	あと施工アンカーの試験 [8. 2. 4] [8. 12. 7] [14. 1. 3]	性能確認試験 ※行方ない ・ 行方 施工確認試験 ・ 行方 ・ 行方ない 確認強度 ・ 構造図による	8 ー 5	グラウト工事	3	あと施工アンカーの試験 [8. 2. 4] [8. 12. 7] [14. 1. 3]	性能確認試験 ※行方ない ・ 行方 施工確認試験 ・ 行方 ・ 行方ない 確認強度 ・ 構造図による
		セツの種類 ※1種 (F8T相当) 溶融亜鉛め														

[illegible]



仕様	改修前	改修後	工程	仕様	改修前	改修後	工程	仕様	改修前	改修後	工程
A-1仕様 (打放し面 表面劣化部 処理)			① 既存仕上材及び隠蔽層サンダーケレン ② 高圧水洗浄 (圧力30～50MPa) ③ 中性化回復材塗布 (塗布量：400g/m2程度) ④ 塩害防除材塗布 (塗布量：300g/m2程度) ⑤ 劣化防止層形成(ポリマーセメントペースト) コテ塗り ⑦ 1.5±0.5mm	B-2仕様 モルタル面 錆鉄筋部処理 (パクレツ 部補修)			① カッター処理 ② 浮き部研り ③ 錆落とし ④ 高圧水洗浄 (圧力30～50MPa) ⑤ 中性化回復材塗布 (塗布量：メーカー仕様による) ⑥ 防錆処理(ポリマーセメントペースト) ⑦ エポキシ樹脂モルタル充填	B-6仕様 (欠損部処理) 研り工法			① 欠損部撤去 ② 高圧水洗浄 (圧力30～50MPa) ③ 中性化回復材塗布 (塗布量：400g/m2程度) ④ 埋め戻し・整形 (樹脂モルタル) *施工部位* 劣化部共通 ⑤工程整形は角を含む場合とする。
A-2仕様 (モルタル面 表面劣化部 処理)			① 高圧水洗浄(圧力30～50MPa) ② しごき処理(セメントフィラー) コテ塗り ⑦ 1.0±0.5mm	B-3仕様 (モルタル面 防水モルタル面 浮き部処理) アンカー ピンニング 部分エポキシ 樹脂注入工法			① 削孔(一般部16カ所/m2 指定部25カ所/m2) ② 孔内エアークレブ ③ エポキシ注入(全面接着) ④ アンカーピン挿入 ⑤ 削孔跡埋め戻し(ポリマーセメントモルタル) *施工部位* 劣化部共通	C-1仕様 (モルタル面 防水モルタル面 入破面 ひびわれ部 処理) リカット シール材 充填工法			① ひびわれ部Uカット処理 ② 高圧水洗浄(圧力30～50MPa) ③ プライマー塗布・シーリング材打設 ④ 埋め戻し (ポリマーセメントモルタル) (別途A-2仕様に含む) *施工部位* 劣化部共通
A-3仕様 (防水モルタル面 表面劣化部 処理)			① 高圧水洗浄(圧力30～50MPa) ② しごき処理(セメントフィラー) コテ塗り ⑦ 1.0±0.5mm	B-4仕様 (モルタル面 防水モルタル面 浮き部処理) アンカー ピンニング 全面注入工法			① アンカー(一般部13本/m2 指定部20本/m2) 削孔(一般部12個/m2 指定部20個/m2) ② 孔内エアークレブ ③ エポキシ注入(全面接着) ④ ステンレスピン挿入 ⑤ 削孔跡埋め戻し(ポリマーセメントモルタル) *施工部位* 劣化部共通	C-2仕様 (モルタル面 防水モルタル面 入破面 ひびわれ部 処理) 自動式低圧 エポキシ樹脂 注入工法			① エアークレブ ② 高圧水洗浄(圧力30～50MPa) ③ 注入器具・台座取付(シール共) ④ エポキシ注入 ⑤ 座金・シール除去 *施工部位* 劣化部共通
B-1仕様 (打放し面 錆鉄筋部 処理)			① 錆鉄筋周囲の研り ② 錆落とし ③ 高圧水洗浄 (圧力30～50MPa) ④ 中性化回復材塗布 (塗布量：400g/m2程度) ⑤ 塩害防除材塗布 (塗布量：300g/m2程度) ⑥ 防錆処理(ポリマーセメントペースト) ⑦ 埋め戻し(ポリマーセメントモルタル) ⑧ 整形 ⑨ 劣化防止層形成(ポリマーセメントペースト) コテ塗り ⑦ 1.5±0.5mm *施工部位* 劣化部共通 ⑧工程は角を含む場合とする。	B-5仕様 (モルタル面 浮き部処理) 研り工法			① カッター処理 ② 浮き部研り ③ 高圧水洗浄 (圧力30～50MPa) ④ 中性化回復材塗布 (塗布量：400g/m2程度) ⑤ 研り部埋め戻し・整形 *施工部位* 劣化部共通 ⑤工程整形は角を含む場合とする。	D仕様 (モルタル面 浮き部処理) ピンネット工法			① 高圧水洗浄 (圧力30～50MPa) ② プライマー塗布 ③ フィラー下塗り ④ ネット ⑤ アンカーピン振削・打込(4カ所/m2) ⑥ フィラー上塗り ⑦ 仕上塗材 *施工部位* 劣化部共通

※ クラック補修：0.2mm未満
0.2mm～1.0mm
1.0mm以上
欠損部
塗装の下地処理にて補修
自動式低圧エポキシ樹脂注入工法
Uカットシーリング充填工法
鉄筋露出部においては、防錆措置の上、エポキシ樹脂モルタル充填工法

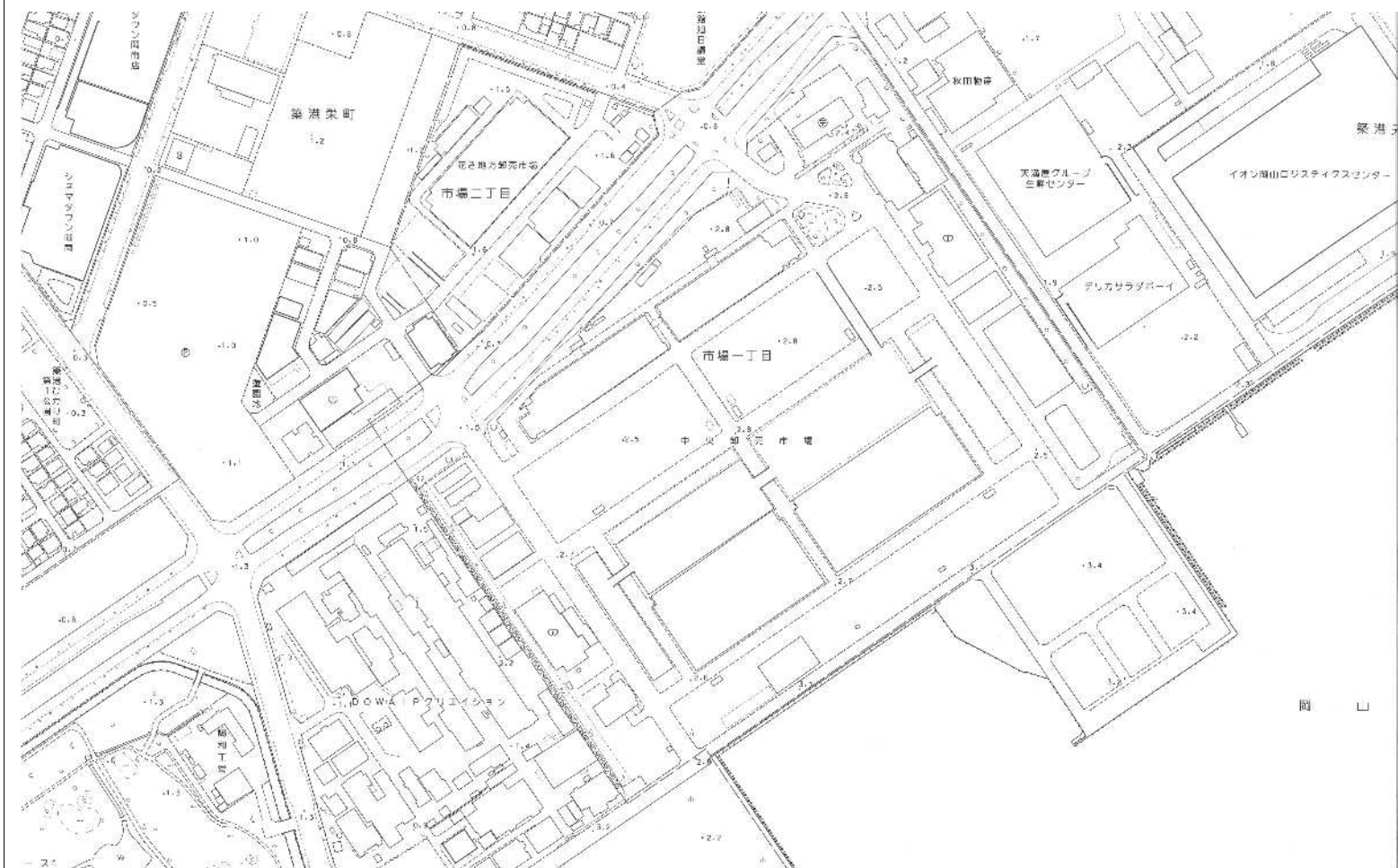
注) 外壁改修を行う部分は、目視・打診による工事部分の事前調査を行い、マーキング・計測・図面作成し、監督員と協議の上、施工すること

工事名		中央卸売市場場内トイレ改修工事（2期工事）				No. A-08	
図面名		外壁改修仕様書（参考）				期次	A1: N/S A3: N/S
		岡山市市場事業部				令和7年4月	
建築	課長	主幹	課長補佐	副主査	課員	担当者	
						株式会社 U・D・D 設計 株式会社ユー・ディ・ディ設計 岡山県岡山市東区西長瀬1-2-14号 TEL086-2921111 FAX086-2921112 一級建築士事務所登録 岡登12147号 一級建築士 中田 登之 監之	
設備	課長	主幹	課長補佐	副主査	課員	担当者	承認 横田 製圖

岡山市建築解体工事特記仕様書																					
Ⅰ. 工 事 概 要																					
1. 工 事 場 所 岡山市南区市場1丁目1番地																					
2. 敷 地 面 積 159,004.00㎡																					
3. 工 事 種 目																					
<table><tr><th>棟 名 等</th><th>構造・規模等</th><th>適 要</th></tr><tr><td>1) 関連棟1(4②)</td><td>鉄筋コンクリート造平屋建て 43.20㎡</td><td></td></tr><tr><td>2) 水産棟1(4③)</td><td>鉄筋コンクリート造平屋建て 41.10㎡</td><td></td></tr><tr><td>3) 青果棟1(4⑤)</td><td>鉄筋コンクリート造平屋建て 41.10㎡</td><td></td></tr></table>										棟 名 等	構造・規模等	適 要	1) 関連棟1(4②)	鉄筋コンクリート造平屋建て 43.20㎡		2) 水産棟1(4③)	鉄筋コンクリート造平屋建て 41.10㎡		3) 青果棟1(4⑤)	鉄筋コンクリート造平屋建て 41.10㎡	
棟 名 等	構造・規模等	適 要																			
1) 関連棟1(4②)	鉄筋コンクリート造平屋建て 43.20㎡																				
2) 水産棟1(4③)	鉄筋コンクリート造平屋建て 41.10㎡																				
3) 青果棟1(4⑤)	鉄筋コンクリート造平屋建て 41.10㎡																				
4. 工事内容																					
1. 上記3. 工事種目の建築物等の取りこわしを行う																					
2. 給水、排水、ガス設備については指定工事店により、閉栓工事を行う																					
Ⅱ. 建築工事仕様																					
1. 共通仕様																					
(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「建築解体工事共通仕様書(最新版)」(以下、「解体共通仕様書」という。))による。																					
解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 最新版」(以下、「標準仕様書」という。))及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 最新版」(以下、「改修標準仕様書」という。))による。																					
2. 特記仕様																					
(1) 項目は番号に○印のついたものを適用する。																					
(2) 特記事項は◎印のついたものを適用する。																					
◎印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。																					
◎印と◎印のついた場合は共に適用する。																					
(3) G印は、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達物品等を示す。																					
(4) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目を示す。																					
(5) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目を示す。																					
(6) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、標準仕様書の当該項目を示す。																					
(7) 「監督職員」は「監督員」と読み替える。																					
章 項 目 特 記 事 項																					
① 一般共通事項	※適用基準等																				
	・ 営繕工事写真撮影要領(令和3年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部																				
	・ 建築工事標準詳細図(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課																				
	関係機関への必要な届出手続等を直に行う。																				
	(特に石綿含有建材に関する手続等は以下がある。																				
	○ 免状者へ提出するものは、別途現場説明書に記載している。)																				
	石綿含有建材の有無に関わらず、定められた規模等に該当する場合																				
	① 事前調査結果の報告(大防法第18条の15、石綿則第4条の2)																				
	提出先: 岡山市環境保全課 及び 所轄労働基準監督 提出期限: 調査後遅滞なく																				
	石綿含有建材の除去がある場合で、届出等の対象に該当する場合																				
② 労働安全衛生法の計画図〔労働安全衛生法88条 石綿則第5条〕																					
提出先: 所轄労働基準監督署 提出期限: 施工開始の14日前まで																					
③ 大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業実施図〔大防法第18条の17〕																					
提出先: 岡山市環境保全課 提出期限: 施工開始の14日前まで																					
④ その他、各自治体の条例又は要綱等により義務付けられている届け出																					
2 電気保安技術者	・ 適用する																				
	施工時間帯 ※指定なし ・ 指定あり()																				
	施工ができない日等 ※指定なし ・ 指定あり(別添「学校行事に伴う施工ができない日等(予定)」に基づき監督職員と協議するものとする)																				
	部位別の施工順序 ※指定なし ・ 指定あり()																				
	工事車両の駐車場所 (※図示)																				
	資機材置場 (※図示)																				
	建設発生土仮置場 (※図示)																				
	※週休2日促進工事について																				
	○本工事は、週休2日促進工事の対象である。週休2日促進工事特記仕様書を参照すること。																				
	・本工事は、週休2日促進工事の対象外である。																				
④ 安全計画書	建築工事安全施工技術指針及び建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)を参考に、工事安全計画書を作成し、監督職員に提出する。																				
	※石綿含有建材の事前調査																				
	工事着手前に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、解体の作業に係る全ての材料について、設計図書等の文書を確認する方法及び目視により確認する方法により使用の有無について事前調査し、調査結果を監督職員に提出する。																				
	事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合は、分析による調査が必要になるため、監督職員と協議するものとする。																				
	調査範囲(※工事範囲 ・ 図示)																				
	賃与資料()																				
	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和3年2月19日変更閣議決定)」における公共工事の配慮事項(資材の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。))に留意すること。																				
	⑦ 発生材の処理																				
	〔1. 3. 10〕																				
	・引渡しを要するもの()																				
・特別管理産業廃棄物()																					
・処理方法()																					
・現場において再利用を図るもの()																					
○再生資源化を図るもの ○コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材																					
⑧ 関係法令等の遵守	〔1. 1. 13〕																				
	9 施工数量調査																				
	〔1. 5. 2〕																				
	10 技能士																				
	11 完成時の提出図書																				
	完成図(作図範囲 配置図) (CADデータの提出 ※要 ・不要)																				
	保全に関する資料 不要																				
	② 仮設工事																				
	① 騒音・粉塵等の対策																				
	〔2. 2. 1〕																				
② 足場その他																					
〔2. 2. 2〕																					
3 監督職員事務所																					
〔2. 3. 1〕																					
④ 工事用水	⑤ 工事用電力																				
	※ 構内既存の施設を ※利用できない ・ 利用できる(※ 有償 ・ 無償)																				
	◎ 別途引き込みとする																				
	③ 解体施工																				
	1 事前措置																				
	〔3. 2. 1〕																				
	2 基礎等																				
	〔3. 9. 1〕																				
	3 杭の解体																				
	〔3. 9. 2〕																				
4 さく、照明設備等	〔3. 10. 1〕																				
	5 構内舗装、樹木等																				
	〔3. 11. 1〕																				
	6 地下埋設物・埋設配管																				
	〔3. 12. 1〕																				
	7 整地・埋戻し及び盛土																				
	〔3. 13. 1〕																				
	解体後の埋戻し及び盛土																				
	・ 行う																				
	整地高さ ・ 現状G L ・ 図示																				
埋戻し及び盛土の材料																					
・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 建設汚泥から再生した処理土																					
D種の場合は、環境庁告示第46号に規定される測定方法に基づき、六価+M溶出試験を行うこと。																					
雨水及び散水が敷地外へ流れ出ないように、必要に応じて未掘り溝等の措置を講ずること。																					
8 建設発生土の処理	〔3. 2. 5〕																				
	※構外指示の場所に処分 ・ 構内指示の場所に堆積(地盤沈下による近隣家屋への影響に要注意)																				
	⑨ 建築設備																				
	水道、電気等の末端処理は、監督職員と協議の上行うこと。																				
	④ 建設廃棄物の処理	① 処理に注意を要する建設廃棄物																			
		〔4. 5. 1〕																			
		・ CCA処理木材																			
		処理方法 ※適切な燃焼、排ガス処理設備を有する中間処理施設																			
		◎せつこうボードの処理																			
		○石綿含有せつこうボード 6章による																			
・ ひま・カドミウム含有せつこうボード																					
・ 製造業者に回収委託																					
・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 石綿含有、ひま・カドミウム含有以外のせつこうボード																					
・ 再生資源化(再資源化施設) ・ 最終処分(管理型最終処分場)																					
5 特別管理産業廃棄物の処理	1 分析調査																				
	〔5. 1. 2〕																				
	現場にてサンプルを採取し、分析調査を行う。																				
	分析調査対象材料																				
	・ 廃油 (採取場所)																				
	・ 廃酸、廃アルカリ (採取場所)																				
	・ 微量PCB (採取場所)																				
	・ ダイオキシン類 (採取場所)																				
	採取箇所数 部材が異なる毎に1箇所																				
	2 特別管理産業廃棄物	〔5. 4. 1〕																			
事前調査対象機器																					
・ (試料数 個)																					
・ (試料数 個)																					
微量PCBの分析調査																					
・																					
PCB含有シーリング材の分析調査及び撤去																					
・ 第一次判定																					
現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する																					
採取箇所数 計 箇所																					
採取箇所 ※図示																					
3 PCB含有機器類	〔5. 4. 1〕																				
	PCB含有シーリング材の分析調査及び撤去																				
	・ 第一次判定																				
	現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する																				
	採取箇所数 計 箇所																				
	採取箇所 ※図示																				
	4 PCB含有シーリング材	〔5. 4. 1〕																			
		1 分析調査																			
		〔5. 1. 2〕																			
		現場にてサンプルを採取し、分析調査を行う。																			
分析調査対象材料																					
・ 廃油 (採取場所)																					
・ 廃酸、廃アルカリ (採取場所)																					
・ 微量PCB (採取場所)																					
・ ダイオキシン類 (採取場所)																					
採取箇所数 部材が異なる毎に1箇所																					
6 石綿含有吹付け材の除去	〔6. 3. 2〕																				
	除去範囲 ※ 図示 ・																				
	除去工法																				
	※ 解体共通仕様書6.3.2(1)による																				
	除去した石綿含有吹付け材の飛散防止措置 ※ 湿覆化 ・ 固形化																				
	除去した石綿含有吹付け材等の処分																				
	・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融施設)																				
	5 石綿含有保温材等の除去	〔6. 4. 3〕																			
		除去範囲 ※ 図示 ・																			
		除去工法																			
※ 原形のまま手ばらし ・ 破砕して除去																					
除去した石綿含有吹付け材等の処分																					
・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
⑥ 石綿含有成形板の除去		〔6. 5. 3〕																			
		・ 石綿含有成形板(石綿含有(酸)カルシウム板第1種以外)の除去																			
		除去範囲 ※ 図示 ・																			
		除去工法																			
	※ 切断・破砕等以外(ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外す等)																				
	除去した石綿含有成形板の処分																				
	・ 石綿含有せつこうボード																				
	※ 埋立処分(管理型最終処分場)																				
	・ 石綿含有せつこうボードを除く石綿含有成形板																				
	・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																				
○石綿含有成形板(石綿含有(酸)カルシウム板第1種)の除去																					
除去範囲 ◎ 図示 ・																					
除去工法 ◎手作業で取外し ・ 切断・破砕等																					
切断・破砕等する場合は、作業場所を隔離し、湿潤な状態を保ちながら作業する。(作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない。)																					
除去した石綿含有(酸)カルシウム板第1種の処分																					
○埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
7 石綿含有仕上塗材の除去	〔6. 6. 3〕																				
	除去工法																				
	※ 解体共通仕様書6.6.3による																				
	除去対象範囲 ※ 図示																				
	作業場所の隔離 ※行わない ・ 行う																				
	試験施工 ※行わない ・ 行う																				
	8 石綿含有成形板(地下調整材)の除去	〔6. 6. 3〕																			
		下記以外は、解体共通仕様書1.4.1、6.1、6.2.1~6.2.4及び6.2.6による																			
		除去工法																			
		※ 解体共通仕様書6.6.3による																			
除去対象範囲 ※ 図示																					
作業場所の隔離 ※行わない ・ 行う																					
試験施工 ※行わない ・ 行う																					
除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分																					
※ 解体共通仕様書6.5.3による																					
確認及び後片付け ※解体共通仕様書6.5.4による																					
除去した石綿含有成形板の処分																					
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 埋立処分(管理型最終処分場)																					
・ 中間処理(溶融																					



位置図(広域) S=1/10, 000



付近見取図 S=1/2, 500

工 事 概 要

【工 事 場 所】 岡山県岡山市南区市場一丁目1番地

【工 事 種 別】 新築, 増築, 改築, 移転, 大規模の修繕, 大規模の模様替, その他

【主 要 用 途】 (用途の区分 08610) 卸売市場

(消防法令による防火対象物の用途区分) 別表第15項

【都 市 計 画 区 域】 内 : [市街化区域, 市街化調整区域, 指定なし]

外

【用 途 地 域】 第 種低層住居専用地域, 第 種中高層住居専用地域, 第 種住居地域, 準住居地域,

近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 工業地域, 工業専用地域, 指定なし

【防 火 指 定】 防火地域, 準防火地域, 法22条地域, 指定なし

【面 積 規 制】 法定許容建ぺい率 80%

指定建ぺい率 80% 法53条3項の適用 [有 (10%, 20%) , 無]

法定許容容積率 400%

指定容積率 400%, 特定道路からの距離 m, 前面道路に対する乗数 6/10

【敷 地 面 積】 [敷 地 全 体] 159,004.00 m² (48,098.71 坪)

【主 要 面 積】 [建築基準法上の面積]	(改 修 部 分)	(既 存 建 物 部 分)	(合 計)	
[建 築 面 積]	125.40 m ²	59,567.63 m ²	59,567.63 m ²	(建ぺい率) 37.47%
[延 床 面 積]	125.40 m ²	72,784.75 m ²	72,784.75 m ²	(容 積 率) 42.81%
[自動車車庫等の面積]	0.00 m ²	4,725.00 m ²	4,725.00 m ²	容積率算定延床面積 68,059.75 m ²

【建 物 番 号】	1	4	6			(合 計)
【建 物 名 称】	関連棟トイレ②	水産トイレ③	青果トイレ⑤			
【用途の区分記号】	(08990)	(08990)	(08990)			
【構 造 種 別】	R C 造 (その他)	R C 造 (その他)	R C 造 (その他)			
【最 高 の 高 さ】 () は平均地盤面からの高さ	3.80 m (3.80m)	3.80 m (3.80m)	3.80 m (3.80m)			
【最高の軒の高さ】 () は平均地盤面からの高さ	3.20 m (3.20m)	3.20 m (3.20m)	3.20 m (3.20m)			
【建 築 面 積】	43.20 m ²	41.10 m ²	41.10 m ²			125.40 m ²
【床 面 積】						
(階)						
(階)						
(階)						
(階)						
(1 階)	43.20 m ²	41.10 m ²	41.10 m ²			125.40 m ²
(合計)	43.20 m ²	41.10 m ²	41.10 m ²			125.40 m ²

工事名	中央卸売市場内トイレ改修工事 (2期工事)					N o . A-10		
図面名	位置図・付近見取図・概要				縮尺 A1:1/10000, 2500 A3:1/20000, 5000			
建 築	岡山市市場事業部				令和7年4月			
	課 長	主 幹	課長補佐	副主査	課 員	担当者		
	課 長	主 幹	課長補佐	副主査	課 員	担当者	承認	捺印
設 備								